

令和7年2月7日

お客さま 各位

かながわ信用金庫

## 支払期日が2027年4月1日以降の手形等の取立受付終了について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2021年6月に政府より公表されました「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形利用の廃止」、「手形の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、その取り組みの一環として、以下の通り対応を実施いたします。

日頃よりご利用いただいておりますお客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層サービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 令和9(2027)年4月以降を支払期日とする手形等の代金取立の受付を終了いたします

令和7(2025)年4月1日(火)より、令和9(2027)年4月以降を期日とする手形等(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含みます)について、代金取立の受付を終了いたします。

当金庫では、手形・小切手に代わる決済手段として「法人インターネットバンキング」や「でんさいネットサービス」「でんさいライト」をご用意しております。この機会に電子的な決済手段への移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。

以上